検討項目(第1回専門家会議の主な意見)

- 1 石綿等の除去作業時の措置の充実
 - ・漏洩監視のための措置等

(意見)

- ・漏洩の監視は前室及び集じん・排気装置の双方において必要
- 前室と集じん・排気装置の監視は分けて議論すべきではないか
- ・集じん・排気装置は排気口でのリアルタイムでの粉じん漏洩の確認が適当 ではないか
- ・前室については、負圧の確認が必要ではないか
- ・前室については、人の出入りでの持ち出しも留意すべきではないか。
- ・漏洩監視の議論と併せて、そもそもの漏洩原因(隔離措置が適切でない場合等)とその対策についても議論する必要があるのではないか
- ・そもそも隔離が適切になされているかの確認(スモークテスター等)も必要ではないか
- 2 石綿等が使用されている建築物内での石綿の管理等の充実
 - ・石綿含有煙突(レベル2建材)の劣化に係る対応について

(意見)

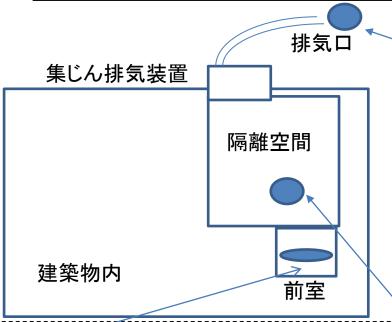
- ・リスク管理の観点からレベル 2 の建材についても石綿の飛散があれば対策 は必要ではないか
- ・ 例え劣化していたとしても労働者が立ち入らないなど、ばく露が問題とならない事例にまで対応を求めるものではない。
- 3 石綿等が使用されている建築物内での作業に係る発注者による配慮
 - ・設備点検等業務を請け負って他者の所有する建物に入る労働者のばく露防 止対策に係る発注者による配慮

(意見)

- ・リスク管理の観点から、出張作業等の他者の所有する建物に入る労働者に おける石綿ばく露防止対策の充実も必要ではないか
- ・労働法の事業者責任の観点から考えた方が労働法の趣旨に合う。労働者を 使用する事業者に、例えば、事前に労働者を出張させる建築物の使用状況 等に関する聞き取り調査を行わせる等の措置が考えられる。

4 その他

除去作業における隔離空間からの漏洩監視について(たたき台)



監視時期:作業開始前、作業開始直後またはフィル

ター交換時

監視場所:排気口(または排気口に最も近い場所)

監視対象:粉じん

監視機器:デジタル粉じん計、パーティクルカウンター

またはリアルタイムモニター

漏洩時の対処:作業を中止し、集じん排気装置の点検

(要検討課題)

- ※高層階に排気口を設ける場合等監視機器の設置が 困難な場合がある
- ※集じん排気装置の事前の性能確認は必要か

監視時期:作業開始前、作業開始直後、人の出入りの際

またはフィルター交換時

監視場所:前室前または前室内

監視対象(1):負圧状態(圧力または空気の流れ)

監視機器(1):マノメーターおよびスモークテスター

監視対象(2):粉じん

監視機器(2):デジタル粉じん計、パーティクルカウンター

またはリアルタイムモニター

漏洩時の対処:前室の設計の見直し、入退室時の作業手

順の徹底および排気計画の見直し(集じん

排気装置の能力、隔離空間の設置方法)

(要検討課題)

※負圧管理だけで十分か

※隔離室外での作業により発生した粉じん影響をどう見るか

監視時期:作業開始前

監視場所:隔離養生の隙間および隔離対象部分 監視対象:負圧状態(圧力または空気の流れ)

監視機器:スモークテスター

漏洩時の対処:作業を中止し、隔離養生の補修

等